

5. 水環境保全のための今後の取組 (5) 未規制の小規模事業場や面源負荷への対応

未規制の小規模事業場等の負荷対策

面源負荷対策

現状

- 水濁法において、BOD、COD等の排水規制は、50m³/日以上の特定期間(条例による裾下げあり)
- 排水規制の適用外となっている事業場については、排水管理の法的な位置づけがない

- 面源負荷の割合の増加
下水道・浄化槽等の整備で対応している家庭系・産業系の負荷に対して、面源負荷の評価、対応が困難
- 面源負荷対策の現状：湖沼法の流出水対策地区
負荷を軽減する農業、雨水浸透施設、側溝清掃、土地利用の適正化、水田機能の評価、啓発活動

課題

- 地域の水質保全に係る小規模事業者の意識向上
 - ①下水道への接続、浄化槽の設置の促進の強化
 - ②生活排水対策重点地域の対策強化
 - ③未規制の小規模事業場等に対する排水処理の促進

- 面源負荷対策の重要性の認識
 - ①有効な面源対策が未確立
 - ②地域住民の協力が必要
 - ③森林等の自然系の面源負荷(窒素飽和)への対応

今後の取組

- 事業者は地域の住民でもあるという認識に立脚し、国民全てが、生活排水のみならず地域の水環境保全の努力をすべきという意識の浸透。
- 未規制の小規模事業場等への浄化槽設置や排水の状態に適した処理方法・構造の検討。
- 閉鎖性水域に限らず地域における問題水域や特に保全すべき水域の流域について、未規制の小規模事業場等に対して集中的な浄化槽設置や下水道接続の促進。
- 事業者の自主的な取組を支援する方策についての検討。
- 土地利用毎の面源負荷と水環境への影響の把握。
- 専門的知識を有する地方自治体職員OBをアドバイザーとして活用するなどして、地域に応じた総合的かつ有効な面源対策の検討。



地方自治体と連携してよりきめ細かな発生源対策の検討

5. 水環境保全のための今後の取組 (6)地下水・土壌汚染の未然防止対策

現状

○工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。
 ○地下浸透規制の対象とされていない、有機溶剤等の貯蔵施設からの漏洩による地下水汚染の事例等も報告されている。

課題

○汚染が生じた時期や原因、構造・管理上の問題等については十分把握されていない。

今後の取組

○汚染事例の汚染原因、原因行為が行われた時期、原因施設の構造・管理上の問題点等の実態の解明と課題の整理。
 ○効果的な未然防止対策のあり方を検討。

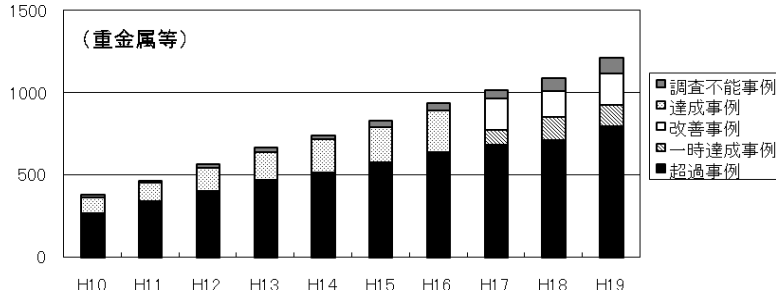
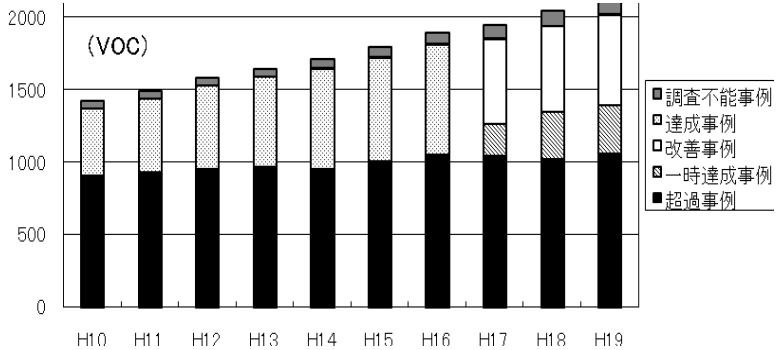


図 地下水汚染事例件数の推移

表 汚染原因者の主たる業種

業種	件数
洗濯・理容・美容・浴場業	350
金属製品製造業	133
輸送用機械器具製造業	102
その他の小売業	97
電子部品・デバイス製造業	91
上記以外の業種	369
計	1,142

5 水環境保全のための今後の取り組み (7) 海洋環境の保全

現 状

水環境行政＝国内対応

- ・河川、湖沼の保全
- ・閉鎖性海域の保全
- ・有害物質の規制 等



海洋環境保全＝地球環境問題

- ・廃棄物の海洋投棄
- ・海洋の油汚染防止
- ・バラスト水による外来生物
- ・海岸漂着物
- ・漂流物、海底堆積物

国際的枠組

- ・ロンドン議定書
- ・マルポール条約
- ・バラスト水条約
- ・海岸漂着物 等

今 後

山、川、海へとつながる水の流れを通じ、水環境行政の下で、
一体的かつ総合的に施策を展開

水環境の保全 地球環境問題への国際協力

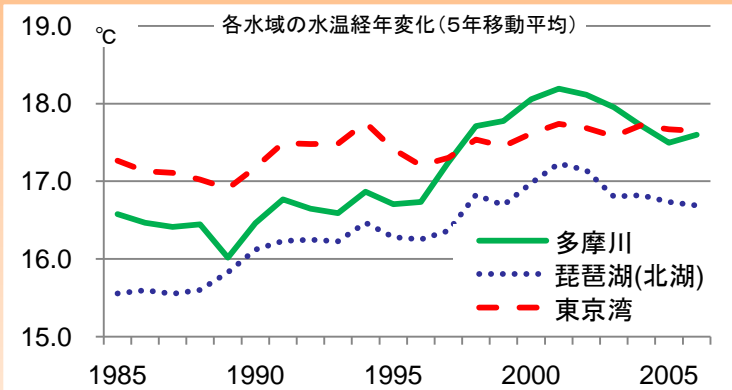
水環境行政

河川、湖沼、閉鎖性海域等の公共用水域に関する各種施策	
海洋汚染の防止	有害物質や油による海洋汚染、廃棄物の海洋投棄への対応
バラスト水の処理等	バラスト水による外来生物の移動への適切な対応
海岸漂着物の処理推進	海岸管理者等に基づく漂着物の処理の他、発生の抑制等の実効性の確保
漂流物、海底堆積物	実態の把握や今後の対策のあり方について議論を深める必要

5. 水環境保全のための今後の取組 (8) 気候変動への対応

現 状

公共用水域における水温上昇



水温上昇による影響の一部顕在化

- ・多摩川への熱帯魚の侵入
- ・琵琶湖の全循環不全、下層低酸素化、生物斃死
- ・東京湾の低酸素化、シャコの減少 等

水温上昇・水量減少による影響拡大の懸念

- ・アユ・ワカサギ等の内水面漁業への影響
- ・有機物量に対する溶存酸素消費量の関係の変化
- ・湖沼や内湾等における貧酸素水塊の発生

今後の取組

気候変動影響の モニタリング体制 の検討

測定項目

測定地点

実施主体

気候変動による 影響予測手法 の検討

水温・水質

水量

水生生物

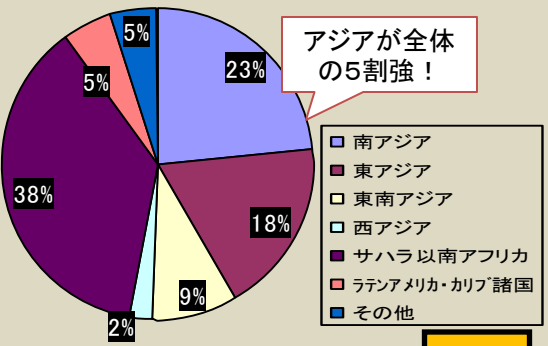
関係省庁・関係機関との連携により
実測データ・予測に関する知見の集積

気候変動による影響への適応策の検討

5. 水環境保全のための今後の取組 (9) 地球規模で深刻化する水問題への国際貢献

世界の水問題の現状

安全な飲料水を継続して利用できない人口



世界の水問題

- ・深刻化する水問題、地球規模での水危機
- ・人間の生命の安全、食料生産、経済活動の懸念

日本の有する技術と経験による国際貢献

技術・ノウハウの移転

○組織・行政機能の強化

- ・水ガバナンスの向上
- ・人材育成、能力向上

○水量の確保

- ・雨水、海水、地下水の有効活用
- ・省水、節水技術

○水質の保全

- ・排水規制
- ・水質管理技術
- ・水処理技術
- ・面源負荷対策

統合的な水管理

- 質・量を統合した管理
- 計画、設計、施工から運営、維持管理、経営まで

多様な主体の連携

- 産業界の最先端技術
- 行政の法制度、基準
- NPO等の人材と活動

気候変動への対応

- 気候変動による影響への適応策

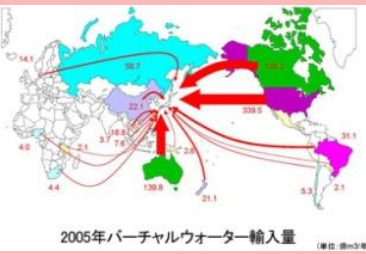
- ・研修
- ・人材派遣
- ・技術移転
- ・基準の国際化
- ・国外向け技術の開発
- ・技術導入コストの低減
- ・国際的な情報発信
- ・ビジネスチャンスの拡大

- ・国際的な枠組みの構築
- ・政府間協力の深化
- ・産学官協力の仕組みづくり
- ・水ビジネス企業の育成
- ・フットプリント化(質・量)

- ・情報収集と提供
- ・予測手法の開発
- ・新技術の開発

水問題解決への国際貢献は日本の責務

- ・日本の水環境問題解決に向け、海洋汚染等の国際的な水問題の解決が必要
- ・日本は食料等を通じ膨大な水を世界に依存しており、国民の生命・食料の安全保障確保に向けた国際貢献が必要
- ・国際調整や制度設計において不利益が生じないよう、日本がイニシアチブを発揮する必要



世界(特にアジア・アフリカ地域)の水問題解決に向けた国際貢献

- ・水問題が特に深刻化するアジア・アフリカ地域
- ・地理的關係が深いアジア地域